

II 自由論題報告

会計基準をめぐる問題と原則主義の含意

齊野純子
甲南大学

要 旨

IFRS をめぐる議論において原則主義が語られる際、その特徴に焦点が当てられてきた。1 つは、原則主義では専門的判断が尊重される点、もう 1 つは、原則主義が概念フレームワークと結び付いている点である。しかし、これらが原則主義に固有の特徴であるとする論拠は必ずしも明らかでない。原則主義に固有の特徴とは、原則主義が会計基準をめぐる問題を解消するために有すべき要素として説明されるはずである。当該説明が十分になされないのであれば、原則主義とは何かという基本的な問いが残されることになる。

本稿では、原則主義によって会計基準の如何なる問題を解消することが期待されているのか、その期待が現実において確認され得るか、明らかにしている。原則主義では、経営者による恣意的な会計操作を専門的判断の行使を通じて抑制することが期待され、そのために資産負債アプローチに基づいた会計基準設定が主張されている。先行する実証研究を調査した結果、会計操作の抑制効果があることを確認し得た。その一方で、資産負債アプローチによる会計基準設定が必ずしも期待通りに行われておらず、資産負債アプローチそれ自体に関する議論が必要であり、当該議論如何によって原則主義そのものが問われる可能性があることを指摘している。

I はじめに

会計基準において数値基準等を廃し、最小限の原理原則を定めることを要請する原則主義 (principles-based) は、依然として IFRS の主要論点の 1 つである。IFRS の任意適用が認められている今日では、実際に IFRS を適用するにあたって原則主義に如何に対応するか、または如何に対応しつつあるかが議論されている¹。これに関連して、IFRS に精通した人材を育成する必要性が指摘され、原則主義による IFRS の教育をどのように行うのかに関心が高まりつつある²。

こうした議論において原則主義が語られる際、その特徴に焦点が当てられてきた。原則主義には、おもに 2 つの特徴がある³。1 つは、基準の適用時に専門的判断を重視することが強調される点である。もう 1 つは、原則主義による基準は概念フレームワークとの整合性が不可欠であるとされる点である。筆者の理解によれば、こうした特徴が原則主義に固有であるとする論拠は必ずしも明らかにされていない。

まず、基準の適用時に専門的判断を重視することは、原則主義を適用する必要条件であっても、十分条件ではない。専門的判断は、いわゆる規則主義 (rules-based) において行使されないわけではない。如何に詳細な数値基準や解釈指針を設けたとしても、これらが現実に起こり得る状況を網羅することはできない以上、規則を適用する過程の何処かで専門的判断が必要になるからである。

つぎに、会計基準と概念フレームワークとの整合性であるが、これは上述した特徴に関連する。原則主義による基準を適用する際、当該基準の基礎にある概念に立ち返って専門

的判断を行使することが求められるため、基準と概念フレームワークとの論理的な結び付きが強調される。しかし、規則主義による基準を適用する場合であっても、その基礎概念に遡ることは要求される。規則の適用や解釈にあたって専門的判断が必要となる場合、個々の規則を統合している概念を理解せねばならないからである。また、会計基準の設定にあたって概念フレームワークに基づいた演繹的アプローチを採用することが標準となっている今日、概念フレームワークとの整合性は原則主義による会計基準に固有の特徴とはいえないであろう。

専門的判断の尊重と概念フレームワークとの関係を原則主義に固有の特徴として主張するには、それによって原則主義が、規則主義では解決することが困難な如何なる問題を解消し得るのか、説明する必要がある。にもかかわらず、当該説明が十分になされないのであれば、原則主義とは何かという根本的な問いが残されることになる。

こうした問題意識のもと、本稿では、原則主義によって会計基準の如何なる問題を解消することが期待されているのか、その期待が現実において確認され得るか、明らかにすることを試みる。この問いに答えることは、原則主義をめぐる議論の展開ないし変化を的確に把握し、今後解明されるべき問題点を明らかにすることに貢献し得ると思われる。

原則主義の定義は、IASB または IFRS 財団 (IFRS Foundation) によって公的に示されていない。先行研究では多様な議論が見受けられるが、その解釈を整理することは本稿の目的ではない。それゆえ、上述した一般に理解されている意味に倣い、会計基準において数値基準等を廃し、最小限の原理原則を定めることを原則主義の定義として議論を進

めることにする。

原則主義によって如何なる問題が解消されるのかを明らかにするには、原則主義の概念構成を包括的に論じた文献が必要になる。当該文献として、Tweedie [2007] および SEC [2003] をとりあげる。Tweedie [2007] は、前 IASB 議長である Sir David Tweedie による見解を示したものであり、Tweedie がこれまでに行った原則主義に関する講演内容の要点が網羅され、かつ文章化された文献としてとらえることができる。IASB または IFRS 財団が原則主義を明確に定義していない以上、Tweedie [2007] の検討を通じて IASB の原則主義に対する姿勢を洞察することが、代替的な研究方法として是認されるであろう。一方、SEC [2003] は、その前後に公表された FASB [2002] および FASB [2004] とともに原則主義による会計基準設定について論じており、アメリカにおいて原則主義による会計基準設定がどのように規定されるか、いわばアメリカ型の原則主義を明らかにしている (SEC [2003], I C)。

Tweedie [2007] および SEC [2003] の詳細は、すでに先行研究において紹介されているため⁴、本稿では、議論に必要な箇所に焦点を当てることにする。

II 原則主義によって解消されるべき問題

1. Tweedie [2007] および関連文献に基づく考察

Tweedie [2007] によれば、原則に重点を置くことによって、「対象をありのままに伝える」(tell it as it is) 会計が可能になる (Tweedie [2007], p. 7)。ここにいう「対象をありのままに伝える」とは、経済的実質の

写像であると言い換えて差し支えないであろう。本稿の関心に照らせば、経済的実質を写像するために、何故、原則でなければならないのかが問題となる。この問題を明らかにするに際し、Tweedie [2007] において留意されるべきは、つぎの点である。すなわち、新たに生じた取引 (emerging transactions) に対して概念フレームワークがその役割を發揮し得ない場合、概念フレームワークからの離脱を求められる可能性のあることが指摘されている点である (Tweedie [2007], p. 7)⁵。

原則主義の理念上、会計基準を設定するにせよ、または適用する場合にせよ、概念フレームワークから離脱することが認められる⁶。これは、原則主義の背景に、「真実かつ公正な概観」(true and fair view)⁷の思考が存在することを示している。「真実かつ公正な概観」は元来、イギリス会社法の概念であり、財務報告における最高規範として位置付けられている。実際、会計情報が「真実かつ公正な概観」を示すために、会計基準は詳細な規則ではなく、一般的な原則 (general principles) であることが求められてきたのであり (Whittington [1989], p. 196)、これは「実質優先」(substance over form) をめぐる議論において顕在化した (Whittington [1989], p. 196)。

当該議論では、取引の経済的実質を法的形式に優先させることが財務報告の「真実かつ公正な概観」を達成するために必要であるとされ、当該見解は会計プロフェッションを中心に主張されてきた⁸。取引の経済的実質を理解し、それを会計情報に反映するには、高度な専門的判断が基準の適用に際して必要とされる。会計プロフェッションのみならず財務諸表作成に実際に携わる経営者による専門

的判断の行使を尊重し、その促進を図るべく、会計基準は詳細な規則ではなく、一般的な原則であることが求められたのである。

これに対して、詳細な規則を会計基準に設けることは、基準それ自体を硬直化させ、経済社会の変化や複雑さに柔軟に対応することを困難にし、取引の経済的実質の描写に影響を与える。また、詳細に記された規則は、逆に記されていない規則を明らかにし、基準の抜け穴 (loophole) を提供する。これによって、表面上は会計基準に準拠しながら、逆にいえば会計基準に違反せずに、会計操作を行うことが可能になる。結果として、会計基準の形骸化を招き、財務報告の「真実かつ公正な概観」を根本から揺るがすことになりかねない。実際、形骸化した基準や概念を遵守することによる弊害は、オフバランスシート・ファイナンスをはじめ収益の認識等を利用した経営者による恣意的な会計操作、すなわちクリエイティブ・アカウンティングとして、とくに1980年代後半のイギリスにおいて表面化した。

留意すべきは、これらの問題が取得原価を中心とするフロー指向の会計のもとで解消し得ず、むしろ当該会計によって助長されてきた点にある⁹。フロー指向の会計を温床とする会計操作を払拭するには、ストック指向に基づいた会計のあり方が示されねばならない。そのために必要とされたのが、概念フレームワークであった。原則主義は、会計基準の精度 (precision)¹⁰ によって恣意的な会計操作の払拭を図るものの、そのために会計が如何にあるべきかを具体的に規定することはできない。原則主義を維持するには、これを実践面で支える概念フレームワークの開発が不可欠であるとされたのである¹¹。

「真実かつ公正なアプローチ [すなわち

「真実かつ公正な概観」思考において原則を尊重するアプローチ引用者] は、概念フレームワークを創出する必要性が不可避であることを会計プロフェッションが受け入れない限り、成功しそうにない。概念フレームワークによって、独断的な規則が財務報告から取り除かれる。独断的な規則とは、クリエイティブ・アカウンティングの実践者や会計規則に関する形式主義的見解 (legalistic view)¹² の支持者によって現行の会計モデルの欠点が利用されることを可能にしている規則である。」 (Tweedie [1996], p. 216)

以上を要するに、原則主義によって解消することが期待されている問題とは、恣意的な会計操作の払拭であった。これを専門的判断の行使を通じて可能にするために、会計基準は規則ではなく原則であることが主張されたのである。しかし、会計基準の精度が会計のあり方を規定することはできないため、概念フレームワークによってストック指向に基づいたあるべき会計の内容と方向を示すことが強調された。留意すべきは、概念フレームワークの開発それ自体が問題であったのではなく、フロー指向からストック指向への転換が目的であった点にある。

2. SEC [2003] による目的指向型会計基準の意図

SEC [2003] は、最適な原則に基づく会計基準設定 (the optimal principles-based accounting standard) を「目的指向型基準設定」 (objectives-oriented standard setting) と規定している (SEC [2003], I C)。目的指向型会計基準では、経済的実質を企業の富としてとらえたうえで、如何なる資産や負債が取引や事象によって変動しているかを資産負債アプローチによって識別する。その際、

「最適範囲の理論」(theory of optimal scope)によって経済的実質を描写する基準の最適な適用範囲が規定され、基準において規定される原則と規則のバランスの最適化が図られる。ここにいう適用範囲とは、基準設定の過程でグルーピングされた経済的取引や事象に対して適用されるに十分な範囲であるが、多くの例外規定を必要とする程ではない適用範囲をいい、このなかにあるポイントが最適範囲である(SEC [2003], III C)。

SEC [2003]による目的指向型会計基準の特徴は、資産負債アプローチを「会計基準設定過程における最適なアンカー」として位置付け(SEC [2003], III B)、当該アプローチによって経済的実質の識別を行う点にある。その意図は、収益および費用の認識(実現稼得、原価配分、および対応)を用いた会計操作とりわけ1990年代のアメリカにおいて表面化した利益管理(earnings management)の払拭であった¹³。実際、SEC [2003]は、収益費用アプローチを目的指向型体制(objective-oriented regime)での基準設定において用いるには不相当であるとしている(SEC [2003], III B)。収益費用アプローチでは、経済的実質である企業の富すなわち資産および負債を概念的アンカーとしていないからであり(SEC [2003], III B)、最適範囲の理論に基づく限り、収益費用アプローチを適用すれば、適用範囲の水準が非常に広がるか、あるいは極めて狭くなるか、両極端となる傾向がある(SEC [2003], III B)。

また、SEC [2003]では、「真実かつ公正であることを最優先する原則」(true and fair override)は当該基準にとって必要な要素でないとしている¹⁴。「真実かつ公正な概観」の意義は、経営者および会計プロフェッションによる専門的判断の行使を奨励する点

にあるが、これを必要としていないがゆえに目的指向型基準において専門的判断が行使されないわけではない。目的指向型会計基準では、経営者および会計プロフェッションによる専門的判断の焦点を会計基準の目的すなわち有用性に置くことによって、個別基準ごとの目的に最も整合し、それゆえに経済的実質を最も反映する方法で会計処理を適用することが可能になるとされる(SEC [2003], I C)。

以上を要するに、目的指向型会計基準では、原則と規則のバランスの最適化を図り、それによって専門的判断の質の向上を目指すとともに、資産負債アプローチの適用によって会計操作を払拭することを意図しているといえる。

Ⅲ 原則主義の現状—実証研究の調査と具体的事例による証拠—

前節における議論を通じて明らかになった点は、つぎの2点である。

- (1) 原則主義による会計基準(および目的指向型会計基準—以下、同じ)では、経営者および会計プロフェッションの専門的判断の行使を通じて、クリエイティブ・アカウンティングや利益管理を典型とする会計操作を抑制することが意図されている。これに関連して、原則、または原則と規則のバランスの最適化は、専門的判断の奨励または当該判断の質の向上に資することが求められる。
- (2) そのために、原則主義による会計基準では、あるべき会計の内容および方向をストック指向または資産負債アプロー

ちによって規定することが期待されている。

本節では、これらの問題を現実に観察し得るか否か、明らかにする。まず、(1)については、これまでに行われてきた実証研究を調査する。

つぎに、(2)を検証するには、会計基準にストック指向または資産負債アプローチの特徴を見出せるか否かを明らかにせねばならないであろう。ここにいうストック指向であるが、これがSEC [2003]にいう資産負債アプローチと同義であるのか、検討する必要がある。Tweedie [2007]は、たとえばオペレーティングリース取引のオンバランス化を主張しているものの、これを資産負債アプローチと称していない。とはいえ、ストック指向への転換を主張している以上、資産および負債を中心的要素とする会計の構築を意図していることは間違いのないであろう。これを可能にするアプローチが資産負債アプローチにおいてほかにないとするれば、ストック指向の観察を資産負債アプローチの観察によって代替することが可能になると思われる。

では、(2)を検証する方法として、資産負債アプローチを規定し、それに照らしてIASB/FASBによる会計基準または具体的な会計問題を分析する方法が考えられる。資産負債アプローチを現実の検証のための軸として規定するには、資産・負債の定義、認識、および測定論理の整合性を明らかにせねばならないが、資産負債アプローチは元来、資産および負債の定義に基づいて利益を導くことが強調される利益観のひとつであり、特定の測定属性との結び付きは示されていなかった¹⁵。しかし、今日に至って、資産負債アプローチは、概念の定義と情報価値との整合性が十分に議論されず、短絡的に結び付けて適

用されている(斎藤 [2010], 44頁)。また、資産負債アプローチと投資意思決定有用性との整合性が必ずしも明確でないまま、当該アプローチに対して公正価値を適用することが必然であるかのように主張されている¹⁶。このことは、資産負債アプローチの概念構成を整理するのみならず、現実を検証するための軸として資産負債アプローチを用いることが難しいことを表している¹⁷。

これに代えて、IASB/FASBによる資産負債アプローチの中身を明らかにすべく、資産負債アプローチが具体的な会計問題をめぐる議論において、どのように解釈されたうえで適用されているかを明らかにすることにしたい。具体的な会計問題として、IASBとFASBの共同プロジェクトの1つである「収益認識」(revenue recognition)をとりあげる。収益認識プロジェクトは、包括的な収益認識基準を開発するにあたって、「資産負債アプローチ」(asset and liability approach)を適用することが謳われたプロジェクトである(IASB [2007b])。それゆえ、当該プロジェクトにおいて示された提案を整理することを通じて、IASB/FASBが拠り所とした資産負債アプローチの中身を明らかにし得るであろう。実際、収益認識基準の開発過程では、何をもって資産負債アプローチとみなすのかという当該アプローチの本質が問題となり、結果として、資産負債アプローチの限界が露呈されるに至っている。こうした事例は、原則主義による会計基準設定の是非を問うにあたって、少なからぬ示唆を提供すると思われる。

1. 専門的判断の行使および会計操作の抑制に関する実証研究からの証拠

実証研究の文献を抽出するにあたって、

まず関連文献において引用頻度の高い文献4本をとりあげた。つぎに、SSRN (Social Science Research Network) において“principles-based”をキーワードとして検索を行った結果のなかから、実証研究6本を入手した。これらのうち2本は、原則主義の定義が本稿における定義と異なっていたため、調査の対象外とした。残された8本のうち、原則主義が会計操作の抑止効果を有しないとす文献(規則主義も同様に抑止効果を有しないとす研究を含む)が2本である。また、原則主義による会計基準が会計操作の抑止効果をもつとする文献は6本であった。以下では、主要な文献に基づいて実証結果を確認しておきたい。

会計操作に対する原則主義の抑止効果について、否定的な結果を示している先行研究として、Cuccia, et al. [1995], Nelson, et al. [2002] がある。

Cuccia, et al [1995] は、税務問題に関連する会計基準を素材として、不明瞭な基準(vague standard) およびより厳密な基準のいずれが監査人の判断に影響するかを検証している。その結果、監査人は、不明瞭な基準では基準の曖昧さを利用して、より厳密な基準では証拠となる事例を拡大解釈することによって、アグレッシブな財務報告すなわち自己にとって都合のいい財務報告を提案することが明らかにされている。

Nelson, et al. [2002] は、当時のビッグファイブから選んだ監査人253名に対してアンケートを行い、つぎの結果を明らかにしている。すなわち、経営者は基準が精密でない場合に利益操作を試み、それに関する自身の解釈を監査人に対して説得する傾向がある一方で、監査人が経営者に利益の修正を要求するのは、経営者による試みが重要であると判断

する場合である。すなわち、精密でない基準(原則主義による基準)では、利益操作の機会が提供されやすいとしている。

これに対して、Mergenthaler [2009], Agoglia, et al. [2010], および古賀他 [2010] では、会計操作に対する原則主義の抑止効果について肯定的な結果を示している。

Mergenthaler [2009] は、恣意的な会計上の誤記によるGAAP違反のサンプルを用いて、規則主義の特徴を有する会計基準が利益管理の金額の大きさに関連しているか否かを調査している。結果として、利益管理の程度は、経営者が規則主義による会計基準に違反するときに強くなることが示されている。この結果に関する別の解釈として、経営者はペナルティを課される可能性が低い場合に規則主義による基準に違反する可能性があるが、規則主義による基準とSECによる課金額の程度およびSECによる制裁件数との間に統計的な関係は見出されていない。結局、より規則主義的でない基準への移行によって、利益管理の傾向が拡大することはないとしている。

Agoglia, et al. [2010] は、リースの分類に関する決定を素材として、会計基準の精度および監査委員会のモニタリング機能の強さが財務報告に関する判断に与える影響を検証している。その結果、財務諸表作成者は精度がより高い(より規則主義的である)会計基準を適用する場合に比べて、精度のより低い(より原則主義的である)会計基準を適用する場合にアグレッシブな報告(リースの資本化)を行う可能性が少なくなること、原則主義による会計基準が適用される場合は、モニタリング機能の強い監査委員会の影響が減少することなどが示されている。

古賀他 [2010] では、会計判断が求められ

る連結会計（赤字子会社を連結しないとする会計方針の選択）について、①原則主義による基準（国際会計基準）と細則主義（本稿にいう規則主義に該当する。以下、同じ）による基準（日本基準）を用いた場合、監査人の判断形成にどのような影響を与えるか、②細則主義による基準を用いた場合、細則の精度（すなわち細則主義の基準の柔軟性）は、経営者の意向に沿ったアグレッシブな財務報告を提案する監査人のバイアスに対して影響を与えるか、実験を行っている。その結果、原則主義では、経営者の意向に沿ったバイアスを会計監査人に与える機会がとくに増加したとはいえないのに対して、細則主義では、会社の具体的な経済的事実の解釈が歪められ、経営者の意向に沿ったバイアスがはたらくことが明らかにされている。

これらのほかに、会計操作の抑止効果について原則主義に肯定的な結果を示している文献のうち、Webster and Thornton [2004] では、原則主義の効果を会計発生高の質 (accrual quality) によって検証しているが、当該効果は GAAP が原則主義であるか規則主義であるかのみならず、規制当局および法的環境の違いにも影響されることが示されている。また、Jamal and Tan [2009] は、原則主義または規則主義による会計基準が財務担当取締役に与える影響が、監査人の性質（顧客志向、原則志向、あるいは規則志向）によってどのように変化するかを検証しており、監査人が原則指向である場合に当該影響が大きいことを示している。

入手し得た実証研究の文献の本数が十分でないため、少なくとも現時点においてであるが、原則主義による基準が経営者または会計プロフェッションの判断を介して、会計操作を抑制する効果があるといえる。その一方で、

当該効果が発揮されるには、会計基準の精度以外の要素が補完的な制度として機能する必要があることが示唆されている。

ただし、今回とりあげた実証研究では、原則主義による（または原則主義の特徴を有する）基準と規則主義による（または規則主義の特徴を有する）基準との対比によって行われているため、目的指向型会計基準にいう原則と規則のバランスに関する知見は得られていない。

2. 具体的な会計問題による検証

－IASB/FASB の収益認識基準を素材として－

収益認識プロジェクトは、IFRS と US GAAP とのコンバージェンスを促進することを目的として 2002 年 6 月に開始された。2008 年に討議資料、2010 年に公開草案が公表されたのに続いて、2011 年に再公開草案が公表され、2013 年の上半期に最終基準の公表が予定されている。一連の改訂作業の詳細は、すでに先行研究によって詳述されているので¹⁸、本稿では、議論に必要な要点のみを整理することにした。

IASB/FASB による新たな収益認識基準の特徴は、顧客との契約に基づき、財またはサービスの提供を履行する義務（以下、履行義務）の充足に依拠して収益を認識する点にある。さらに、履行義務の測定にあたって公正価値を適用する「現在出口価格アプローチ」(current exit price approach) と、履行義務を顧客対価すなわち「財またはサービスの顧客への移転との交換によって権利が獲得されると見込まれる対価の金額」(IASB [2011], Appendix A) で測定する「当初取引価格アプローチ」の 2 つのアプローチが対比されてきた。ここにいう公正価値とは、履行義務

を外部に移転すると仮定した場合に独立した第三者に対して支払わねばならない金額をいう (IASB [2008], par.5.15)。

現在出口価格アプローチと当初取引価格アプローチは、履行義務の充足すなわち負債の減少に基づいて収益を認識している点で共通しており¹⁹、この点に留意する限り、いずれも資産負債アプローチに基づいているといえる。両者の違いは、履行義務の測定基準として公正価値と当初取引価格のいずれを選択するかにあるが、留意されるべきは、当該選択によって収益認識のパターンが異なる点にある。

現在出口価格アプローチによれば、履行義務の公正価値に変動が生じた場合、その変動差額が収益として認識される。収益の認識に先立って負債の金額が公正価値に基づいて決定され、負債の変動がそのまま収益として認識されるのである (辻山 [2009], 14 頁)。これに対して、当初取引価格アプローチでは、顧客対価が履行義務に配分されたうえで履行義務の充足に基づいて収益が認識される。これは実質的に、収益の総額を履行義務に置き換え、履行義務が充足される時期に即して収益総額を各期の収益として配分しているに過ぎない (辻山 [2009], 12 頁)。さらに、履行義務の充足は通常、約束された資産を顧客に移転することによって達成されるが、それは顧客が当該資産を支配するときであるとされるため (IASB [2011], par.IN22 and par.31)、当初取引価格アプローチにおける収益認識のパターンは結果として、従来の実現稼得アプローチに類似することになる。

プロジェクト開始当初、現在出口価格アプローチを開発する方向で審議が進められていたが、このことは、当時前提とされていた資産負債アプローチが、測定基準として公正価

値を適用したそれであったことを意味している。しかし、現在出口価格アプローチが却下され²⁰、これに代わって当初取引価格アプローチが採択されたことは、公正価値の適用を前提とする資産負債アプローチが、その限界ゆえに修正を余儀なくされ、公正価値による測定を断念しただけでなく、実質的に実現稼得アプローチと併用されるに至ったと解釈し得る。

第Ⅱ節において明らかにしたように、原則主義では、会計のあり方がストック指向または資産負債アプローチによって規定されることを主張していた。現在出口価格アプローチと当初取引価格アプローチのいずれも資産負債アプローチであるとみなせば、こうした原則主義の意図を現実には観察し得る。しかし、ストック指向または資産負債アプローチの適用が、フロー指向または収益費用アプローチに対する厳しい批判を土台として主張されている以上、原則主義の意図を反映しているのは、むしろ現在出口価格アプローチであろう。にもかかわらず、当初取引価格アプローチが採択されたことは、原則主義による基準設定が、必ずしもその期待どおりに進められていないことを意味している。

Ⅳ むすびに代えて

本稿では、経営者による恣意的な会計操作を抑制することが原則主義に期待されていることを主要関連文献に基づいて明らかにするとともに、先行する実証研究を調査することによって、原則主義の効果が現実には観察されることを示した。これに加えて、原則主義による会計基準が資産負債アプローチによって規定されているか否かを、新たに提案されている収益認識基準を素材として検証した。そ

の結果、公正価値の適用を前提としていた IASB/FASB による資産負債アプローチが修正を余儀なくされ、原則主義による会計基準設定が期待どおりに行われているわけではないことを示した。こうした結果の含意は何か。これを明らかにすることによって、本稿のむすびに代えることにしたい。

原則主義による会計基準設定において資産負債アプローチが強調されるのは、原則主義が必然的に資産負債アプローチと結び付くためではない。論理上、原則主義では、資産負債アプローチのみならず収益費用アプローチを適用することが可能である。にもかかわらず、原則主義において資産負債アプローチの適用が主張されるのは、収益費用アプローチにおいて問題となった恣意的な会計操作を排除することが資産負債アプローチに期待されているためであった。

しかし、収益認識基準の開発過程が示すように、資産負債アプローチを会計基準設定に適用することは決して容易ではない。これは、資産負債アプローチそれ自体について、より一層の議論を行う必要があることを物語っている。また、収益認識基準において当初価格アプローチが採択されたことにより、実現稼得アプローチに類似した収益認識基準が提示されている以上、実現稼得アプローチを利用した恣意的な会計操作が根本的に解消されず、むしろ再燃する可能性を否定できない²¹。

そうなれば、原則主義による会計基準設定が依拠すべき会計のあり方を問い直すことになりかねない。それは同時に、原則主義による会計基準設定とは何であるかという根本的な問いを、改めて投げかけることになると思われる。

注

- ¹ IFRS 財団の評議員である島崎憲明氏の講演（島崎 [2012]）によれば、監査法人では、原則主義である IFRS に対応するための規則を独自に作成しており、これは原則主義の観点から問題ないとされている。ただし、島崎 [2012] いう原則と規則は、概念が異なる点に留意する必要があると思われる。原則は会計基準において示されている規定であり、当該規定の一形態としてとらえられている。その一方で、規則は、会計基準上の原則を実際に適用するために監査法人内にて作成された指針であって、原則のように会計基準における規定の一形態としてとらえられている訳ではない。
- ² IFRS 教育については、橋本 [2011]、橋本 [2012]、柴編著 [2012]、および日本会計研究学会スタディ・グループ [2012] を参照されたい。
- ³ こうした原則主義の特徴は、とりわけ会計教育に関する文献に見受けられる。たとえば、Barth [2011]、Wells [2011] を参照されたい。
- ⁴ SEC [2003] および Tweedie [2007] の概説および両者の比較を、齊野 [2011a] によって行っている。その際に解明できなかった問題点を、本稿ではとりあげている。
- ⁵ ただし、制度上は、会計基準と概念フレームワークとの間に齟齬がある場合、前者が優先される。Tweedie [2007] による当該主張は、理念的な原則主義による会計基準を説明していると理解されたい。
- ⁶ 概念フレームワークからの離脱には、離脱の主体が設定側である場合と適用側である場合の両方が考えられる。Tweedie [2007] では、その文脈から判断して、設定側を前提にしているといえる。しかし、当該離脱の主体が設定側であるにせよ適用側であるにせよ、会計情報が「真実かつ公正な概観」を示すことは遵守されるという点において、両者は軌を一にしている。
- ⁷ 「真実かつ公正な概観」は、経済状況が変化し、当該変化と従来の会計規定との間で齟齬が生じた場合であっても、常に遵守されなくてはならない財務報告上の最高規範として位置付けられている。本稿では、「真実かつ公正な概観」それ自体を論じることが目的ではないので、これ以上の議論には立ち入らない。なお、齊野 [2011b] および齊野 [2011c] では、「真実かつ公正な概観」の先行研究とその概要の一覧を示している。「真実かつ公正な概観」の思考は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における離脱規定に反映されている (IASB [2007], par.15)。IAS 第 1 号

- の改訂版に導入された離脱規定については、齊野 [2009a] を参照されたい。
- 8 実質優先は、たとえばイギリスでは、クリエイティブ・アカウントティングが横行した 1980 年代後半に、会計プロフェッションによって主張された。これに対して、経営者や法律家は実質優先に対して批判的であった。
- 9 この点については、Tweedie [1996] を参考にした。
- 10 会計基準の精度 (precession) は、Agoglia, et al. [2010] を参考にした。
- 11 原則主義は、概念フレームワークが存在しない場合 (すなわち、帰納的アプローチに基づく会計基準設定が行われる場合) であっても採用することができる。イギリスでは、概念フレームワークが開発される以前から、会計原則または会計基準において詳細な規則を設けることをせず、会計プロフェッションによる判断が尊重されてきた。ここでの問題は、会計のあり方が変化するなかで如何にして原則主義を維持するかであり、そのために概念フレームワークが必要とされた。
- 12 legalistic は、「法律尊重主義的な」と訳されるが、ここでは会計基準の法的形式を過度に重んじることを表すために、「形式主義的な」と訳している。
- 13 この点については、徳賀 [2003b], 35 頁を参考にした。徳賀 [2003b] では、本稿にいう資産負債アプローチを資産負債中心観と称し、収益認識プロジェクトにおいて資産および負債の変動に基づいて収益を認識するアプローチを資産負債アプローチと称して、概念上の区別を行っている。
- 14 「真実かつ公正であることを最優先する原則」の導入について、FASB [2002] ではコメントの募集を図ったが (FASB [2002], p. 10), SEC [2003] は、当該原則を目的指向基準設定システムにとって必要な要素ではないと結論付けている (SEC [2003], G)。この結論は、SEC [2003] への回答である FASB [2004] に反映され、そこでは当該原則について何ら触れられていない。なお、true and fair override の訳出にあたって、黒田 [1989], 高寺 [2006] を参考にした。
- 15 この点は、FASB [1976], 津守 [1997] を参照されたい。
- 16 この点は、斎藤 [2010] 第 2 章第 5 節および第 6 章を参考にした。
- 17 資産負債アプローチを判断基準として用いる難しさについては、徳賀 [2012] において指摘さ

- れている。徳賀 [2003] では、資産負債アプローチが会計モデルの変化を検証する座標軸として用いることが困難であるとしたうえで、その解消を図っている (徳賀 [2003], 148 頁)。
- 18 収益認識プロジェクトについては、さしあたり松本 [2009], 辻山 [2009], 藤井 [2011c], 桜井 [2012] を参照されたい。また、齊野 [2009b] もあわせて参照されたい。
- 19 新たな収益認識基準では、正味ポジション (net position) に基づいて収益が認識される。正味ポジションとは、契約資産と契約負債の組み合わせであるが、契約資産および契約負債の変動は履行義務の変動によって生じる。それゆえ、収益認識基準は実質的に、履行義務の充足に基づいて認識されることになる。
- 20 現在出口価格アプローチは、(a) 収益認識のパターンの違和感、(b) 測定の複雑性、および (c) 誤謬のリスクの 3 点に問題があるとされ、却下されるに至っている (IASB [2008], par.5.17)。(a) は、契約開始時に履行義務を公正価値に基づいて評価することによって契約資産および収益を認識する点に違和感があるとする指摘である (IASB [2008], pars.5.18 and 5.20)。つぎに (b) であるが、現在出口価格はそれ自体の観察が難しいため、その見積りが複雑であり、かつ見積られた測定値の検証が困難であること (IASB [2008], par.5.21)、および履行義務の第三者への移転という仮定に基づいた測定は直感に反することが指摘されている (IASB [2008], par.5.22)。(c) は、契約開始時点において履行義務を識別することができなかった場合、その誤謬が契約開始時における過大な収益認識につながるという指摘であった (IASB [2008], par. 5.23)。
- 21 この点は、藤井 [2011c], 83 頁において指摘されている。

参考文献

- Agoglia, C. P., T. S. Douppnik and G. T. Tsakumis [2010], 'Principlesbased versus Rules-based Accounting Standards: The Influence of Standard Precision and Audit Committee Strength on Financial Reporting Decisions,' *SSRN Working Paper*, pp. 1-44.
- Barth, M. [2011] "Introduction to Framework-based teaching," Joint IAAER- IASB Foundation, IFRS Teaching Special Interest Session, 5. November 2011, Venice Italy.
- Cuccia, A. D., K. Hackenbrack, and M. W. Nelson

- [1995], 'The Ability of Professional Standards to Mitigate Aggressive Reporting,' *The Accounting Review*, Vol. 70, No. 2, pp. 227-248.
- FASB [1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB Discussion Memorandum. (津守常弘監訳 [1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。)
- FASB [2002], *Proposal: Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, October 21, FASB.
- FASB [2004], *Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July 2004, FASB.
- 藤井秀樹 [2009]「会計制度形成の現代的特徴と展開方向－改訂概念フレームワーク草案における「忠実な表現」に寄せて－」日本会計研究学会スタディ・グループ（主査：藤井秀樹）『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義』（中間報告）第 6 章所収，87-109 頁。
- 藤井秀樹 [2011a]「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号，17-40 頁。
- 藤井秀樹 [2011b]「会計理論の課題と研究方法－実証研究の方法論的基礎の検討を中心に－」『会計理論学会年報』第 25 巻，3-16 頁。
- 藤井秀樹 [2011c]「収益認識プロジェクトの現状と展開方向－基準設定における資産負債アプローチの意義と限界－」『会計・監査ジャーナル』第 23 巻第 12 号，77-86 頁。
- 橋本 尚 [2011]「わが国における国際財務報告基準 (IFRS) 教育の方向性」『会計プロフェッション』第 6 号，115-124 頁。
- 橋本 尚 [2012]「IFRS をめぐる最近の動向と原則主義に基づく IFRS 教育」『会計プロフェッション』第 7 号，139-146 頁。
- IASB [1989], *Framework for Preparation and Presentation for Financial Statements*, IASB.
- IASB [2007a], *IAS 1, Presentation of Financial Statements*, IASB.
- IASB [2007b], *An Asset and Liability Approach (Agenda paper 4B), Revenue Recognition*, Information for Observers, 14 November 2007.
- IASB [2008], *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, Discussion Paper, December 2008. (企業会計基準委員会訳 [2008]『ディスカッション・ペーパー：顧客との契約における収益認識についての予備的見解』)
- IASB [2010], *Revenue from Contracts with Customers, Exposure Draft*, June 2010. (企業会計基準委員会訳 [2010]『公開草案：顧客との契約から生じる収益』)
- IASB [2011], *Revenue from Contracts with Customers, Exposure Draft*, November 2011. (企業会計基準委員会訳 [2011]『公開草案：顧客との契約から生じる収益』)
- ICAS [2007], *Principles into Practice – Key Points from the New York Conference April 2007 –*, ICAS.
- Jamal, K. and Hun-Tong Tan [2009], 'Effect of Principles-based versus Rules-based Standards and Auditor Type on Financial Managers' Reporting Judgments,' *SSRN Working Paper*, pp. 1-36.
- 菊谷正人 [1988]『英国会計基準の研究』同文館出版。
- 黒田全紀 [1989]『EC 会計制度調和化論』有斐閣。
- 古賀智敏 [2007]「会計理論の変容と経済的実質」『會計』第 172 巻第 3 号，1-14 頁。
- 古賀智敏・與三野禎倫・嶋津邦洋 [2010]「『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成」『国民経済雑誌』第 201 巻第 4 号，1-16 頁。
- Kohlbeck, M. [2005], 'The Effects of Principles-based Accounting Standards on Accounting Quality,' *SSRN Working Paper*, pp. 1-40.
- 松本敏史 [2009]「資産負債アプローチによる収益認識基準－実現稼得過程アプローチに代わりうるか－」日本会計研究学会スタディ・グループ（主査：藤井秀樹）「会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義」（中間報告）第 4 章所収，49-67 頁。
- Mergenthaler, R. D. [2009], 'Principles-Based versus Rules-Based Standards and Earnings Management,' *SSRN Working Paper*, pp. 1-41.
- Nelson, M. W., J. A. Elliott, and R. L. Tarpley [2002], 'Evidence from Auditors about Managers' and Auditors' Earnings Management Decisions,' *The Accounting Review*, Vol. 77, Supplement 2002, pp. 175-202.
- 日本会計研究学会課題研究委員会 [2010]「日本の財務会計研究の棚卸し－国際的な研究動向の変化の中で－」（委員長：徳賀芳弘）最終報告書。
- 日本会計研究学会スタディ・グループ [2012]「IFRS の教育に関する研究」（主査：柴健次）最終報告書。
- 鶯地隆継・佐藤信彦・小賀坂敦・関根愛子 [2011]「経営財務 3000 号記念座談会－IFRS 時代を考える－第 1 回『原則主義』」『経営財務』3000 号（平成 23 年 1 月 24 日）23-40 頁。
- Psaros, J. and K. T. Trontman [2004], 'The Im-

- part of the Type Accounting Standards on Preparers' Judgments,' *ABACUS*, Vol. 40, No. 1, pp. 76-93.
- 齋藤静樹 [2010]『会計基準の研究』(増補版) 中央経済社。
- 齊野純子 [2009a]「離脱規定の目的と機能—規制側の観点から—」『会計』第 176 巻第 6 号, 68-82 頁。
- 齊野純子 [2009b]「IASB による業績報告の展開とその方向—収益認識モデルを手がかりとして—」『流通科学大学論集—経済・経営情報編』第 17 巻第 2 号, 175-190 頁。
- 齊野純子 [2011a]「原則主義に基づく会計基準設定の方向—原則主義の概念構成と「真実かつ公正な概観」をめぐる—」『会計』第 179 巻第 6 号, 12-24 頁。
- 齊野純子 [2011b]「『真実かつ公正な概観』に関する先行研究の一覧 (1)」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) 第 19 巻第 2 号, 135-147 頁。
- 齊野純子 [2011c]「『真実かつ公正な概観』の先行研究の一覧 (2・完)」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) 第 20 巻第 1 号, 67-78 頁。
- 桜井久勝 [2012]「資産負債アプローチによる収益の概念」『企業会計』第 64 巻第 7 号, 30-37 頁。
- SEC [2003], *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, Modified, July 25.
- 柴健次編著 [2012]『IFRS 教育の基礎研究』創成社。
- 島崎憲明 [2012]「わが国における IFRS 導入と会計人育成—企業における 40 年間の会計実務をふまえて—」第 4 回日本会計教育学会講演 (2012 年 8 月 21 日, 於北星学園大学)。
- 杉本徳栄 [2009]『アメリカ SEC の会計政策』中央経済社。
- 高寺貞男 [2006]「『真実かつ公正な概観』(提示優先) 措置の利益効果にもとづく影響評価」『大経大論集』第 57 巻第 3 号, 93-100 頁。
- 辻山栄子 [2009]「正味ポジションに基づく収益認識—その批判的検討—」『企業会計』第 61 巻第 9 号, 6-15 頁。
- 徳賀芳弘 [2003a]「会計基準設定における姿勢の変化—エンロン事件のもたらす副産物—」『アメリカ不正会計とその分析』(神戸大学経済経営研究所) 第 1 章所収, 1-22 頁。
- 徳賀芳弘 [2003b]「資産負債中心観における収益認識」『企業会計』第 55 巻第 11 号, 35-42 頁。
- 徳賀芳弘 [2012]「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』第 31 巻第 3 号, 141-204 頁。
- Tweedie, D. [1996], 'True and Fair v The Rule Book: Which is the Answer to Creative Accounting?', reprinted from *Pacific Accounting Review*, 1988, pp. 4-17, in Parker, R. H., P. W. Wolnizer, and C. W. Nobes eds, [1996], *Readings in True and Fair*, pp. 195-217, Garland,
- Tweedie, D. [2007], 'Can Global Standards Be Principle Based?', *The Journal of Applied Research in Accounting and Finance* Vol. 2, No. 1, pp. 1-8.
- Webster, E. and D. B. Thornton [2004], 'Earnings Quality under Rules- vs. Principles-Based Accounting Standards: A Test of the Skinner Hypothesis,' *SSRN Working Paper*, pp. 1-29.
- Wells, M. [2011] "Framework-based Approach to Teaching Principle-based Accounting Standards," *Accounting Education: An International Journal*, Volume 20, No. 4, pp. 303-316.
- Whittington, G. [1989], 'Accounting Standard Setting in the UK after 20 Years: A Critique of the Dearing and Solomons Report,' *Accounting and Business Research*, Vol. 19, No. 75, pp. 195-205.

本稿は、第 29 回国際会計研究学会 (於近畿大学) の自由論題報告を加筆・修正したものである。杉本徳栄先生 (関西学院大学) には当日の司会をご快諾いただき、長谷川哲嘉先生 (早稲田大学)、梶田龍三先生 (大分大学) には貴重なご質問およびご指摘を賜った。記して謝意を表したい。なお、あり得べき誤謬は、筆者の責任に帰する。

(2012 年 11 月 6 日審査受付
2013 年 3 月 15 日掲載決定)